

村山市監査委員公告 第 14 号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和 7 年 9 月 3 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監 査 の 対 象 各地域まちづくり協議会（楯岡、西郷、大倉、戸沢）
2. 監 査 の 期 間 令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 9 月 3 日まで（戸沢）
令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 9 月 3 日まで（楯岡、西郷、大倉）
3. 監 査 の 範 囲 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監 査 の 方 法 事前に提出を求めた資料について、令和 7 年 8 月 25 日及び 26 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係諸帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監 査 の 着 眼 点 財政的支援を受けている事業を目的に沿って適切に行っているか、財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。